

## 八幡浜市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 八幡浜市広告事業実施要綱（平成25年要綱第17号。以下「要綱」という。）に基づき、八幡浜市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へのバナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で、指定するホームページに直接移動させるものを含めたものをいう。以下「広告」という。）掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市ホームページに広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ページの内容については、要綱第3条及び八幡浜市広告事業掲載基準（以下「基準」という。）の規定によるほか、個人の氏名は掲載しないものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

募集枠	5枠程度
大きさ	縦70ピクセル、横170ピクセル
形式	GIF（アニメーション可）・JPEG及びPNG形式
容量	20キロバイト以下
掲載料	1枠当たり月額10,000円（消費税を含む）

2 広告枠の位置は、市長が決定するとともに、広告主は指定できないものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、単年度内の期間内（4月～翌年3月）で、1カ月を単位として最長12カ月とする。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、公募によるものとする。

(広告掲載申込及び決定)

第6条 市ホームページへ広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、関係書

類とともに提出するものとする。

- 2 申込者は、申込書のほか「広告の目的・広告主の概要」等の資料を提出すること。また、市税の滞納がないなど、基準を満たすとともに、基準内容の調査に協力するものとする。
- 3 申し込み締切りは、広告を掲載しようとする月ごとに当該市ホームページの掲載日の15日前とする。
- 4 市長は、第1項の規定による申し込みがあったときは、内容を審査し、その結果を市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（広告掲載の決定方法）

第7条 応募のあった広告の数が第3条に規定する枠数を超えたときは、次の各号の順位により決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
  - (2) 市内に事業所、営業所及び店舗等を有する私企業又は自営業等
  - (3) 前各号に掲げる以外のもの
- 2 前項の規定による順位が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを優先する。
  - 3 前各項の規定によっても、第3条に規定する枠数を超えるときは、くじにより決定する。

（広告の作成）

第8条 掲載する広告原稿は、規定の要件を満たしたものを広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容の変更）

第9条 広告の内容及びデザイン等が要綱及び基準の規定によるほか、この要領に違反しているか、あるいはおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

（広告掲載の取り消し）

第10条 市長は、次の各号に該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消し、又は中止するものとする。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。

- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が適切でないと認めたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載の取り下げを行うときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載の取り下げを行ったときは、納付済みの広告掲載料は還付しない。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

2 第三者から広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

3 広告主は、第6条第4項の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告の掲載決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の取り消しを行ったときは、納入済みの広告掲載料を広告主に全額還付する。

2 広告の掲載期間中において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の取り消しを行ったときは、取り消した掲載期間の日数による日割りとし、円未満は切り捨てた額を広告主に還付する。

3 広告期間内に、市の都合で市ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を還付する。ただし、一時停止の期間が1日未満の場合は、広告掲載料を還付しない。

4 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第14条 この要領に定めがあるものを除くほか、財務に関しては、八幡浜市会計規則の手続きの例による。

(疑義の決定)

第15条 この要領に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、市と広告主で協議するものとする。

様式第1号（第6条第1項関係）

## 八幡浜市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

八幡浜市長 様

（事業所等所在地）

住 所

（事業者名称、代表者氏名）

氏 名

八幡浜市ホームページへ広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。  
なお、申込に当たっては、八幡浜市広告事業実施要綱及び八幡浜市ホームページ広告  
掲載取扱要領の規定を遵守いたします。

### 記

件 名	八幡浜市ホームページ・バナー広告掲載
リンク先アドレス	http://
掲載希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者氏名	
電話・ファックス	
E - M a i l	
宣 誓 ・ 同 意	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 八幡浜市広告事業実施要綱、八幡浜市広告事業掲載基準及びホームページ広告掲載取扱要領の規定を遵守します。</li><li>・ 八幡浜市税の滞納や指名停止はありません。</li><li>・ 八幡浜市が市税納付状況調査を行なうことに同意します。</li></ul>
備 考	

※ 広告主概要のわかる資料（パンフレット等）及びリンク先ホームページのトップページ資料を添付してください。

様式第2号（第6条第4項関係）

八幡浜市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

八幡浜市長

印

年 月 日に申し込みのあった八幡浜市ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載する ( )

掲 載 期 間	年 月 から 年 月 まで
掲 載 料	円
掲載料の納入方法	年 月 日までに同封の納入通知書により納入してください。
広告資料の提出期限	年 月 日まで
広告資料の提出方法	

2 掲載しない ( )

理 由	
-----	--